

令和5年6月20日

学生 各位

宮崎大学長 鮫島 浩

宮崎大学 大学教育委員会

委員長 新地 辰朗

## 宮崎大学における生成系 AI の学習上の利用についての考え方

近年注目されているチャット GPT に代表される生成系 AI を大学教育で利用する際、現時点では以下のような問題点が指摘されています。

- 1) 入力した情報が何らかの形で生成系 AI の学習（機械学習）に勝手に用いられるなどし、流出・漏えいする可能性がある。
- 2) 出力結果に誤りを含む可能性がある。
- 3) 出力結果をそのままレポート等の提出物に流用することは、剽窃、盗用等の不正行為と同様に見なされる可能性がある。その際、その提出物が、著作権、肖像権などを侵害する可能性があり、その場合、著作者（学生）自身がその責任を負うことになる。

宮崎大学として生成系 AI 利用を原則禁止しませんが、以上の問題点があるため、学生の皆様は生成系 AI の学習上利用に関して特に以下の点に注意してください。

- 生成系 AI には個人情報※1、機密情報※2を入力しない。
- 生成系 AI の講義等の学習上の利用条件に関しては、学部、研究科の指示に従うこと。  
ただし、基礎教育科目に関しては、基礎教育部門の指示に従うこと。
- レポート等の提出物は自分の著作物であるとの認識のもと、生成系 AI の出力結果はあくまでも補助的に利用すること。

宮崎大学としては、生成系 AI の学習上利用の問題点から以下のようないての対応を行います。

- 生成系 AI の留意点、問題点等を学ぶ情報リテラシー教育を行います。
- レポート、卒業論文等については、今まで以上に自分の著作物であるという意識を持つよう指導を行うとともに、担任、指導教員は口頭試問や議論等で内容を確認する機会を今まで以上に設けます。

※1 個人情報：個人が特定されるうる情報

※2 機密情報：共同研究先、インターンシップ先等の企業秘密と呼ばれる情報（従業員の情報、顧客情報、企画書など社内文書、社内メール、研究あるいは開発中のテーマ名及び実験結果、発売前の製品名や製品情報、および秘密保持契約を結んでいる企業で機密と指定された情報）など